番号	分野	質問	回答
1	全般	医療措置協定とは。	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、 国民の生命及び健康に重大な影響を
			与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため 、都道府県が定める予防
			計画等に沿って、 都道府県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等
			(高齢者施設等の入所者を含む) への医療の提供に関する協定を締結する仕組みで
			す。
2	全般	協定の具体的な内容はどのようなものか。	新型インフルエンザ等感染症が発生し、厚生労働大臣が公表した場合に、病床の確
			保、発熱外来、自宅療養者等への医療を提供するなど、 <u>迅速かつ的確に感染症に対</u>
			する医療提供体制を構築していただくことを目的とした内容 になります。
			協定書に記載する主な内容は次のとおりです。
			①感染症等発生等公表期間において <u>医療機関が講ずべきもの</u> (病床確保、発熱外
			来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣)
			②措置に要する費用の負担
			③協定の有効期間
			④平時における準備 (個人防護具の備蓄など)
			なお、①については病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所によって異なります。
			詳しくは県のホームページでご確認ください。
3	全般	協定で想定している感染症はどのようなものか。	協定で想定している感染症は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが
			ある <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 、 <u>指定感染症</u> 又は <u>新感染症</u> になります。協定締結
			にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、当時、担っていただ
			いていた発熱外来や自宅療養者等への医療の提供といった機能を上記の感染症発生
			時においても担っていただくことを想定しています。

番号	分野	質問	回答
4	全般	実際に発生及びまん延した感染症が事前の想定とは 大きく異なる事態となった場合はどうなるのか。	医療措置協定は新型コロナウイルス感染症への対応を念頭にしています。感染症が事前の想定と大きく異なった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うこととしており、その判断は、新型コロナウイルス感染症への対応を参考に、国が国内外の最新の知見や現場の状況を判断し周知します。
5	全般	協定は必ず締結しなければならないか。	感染症法上、協議を求められた医療機関の管理者は協議に応じなければならないことが規定されていますので、協議に応じていただくようお願いします。 ただし、医療措置協定は県と医療機関が協議し、合意が成立したときに締結するものですので、必ず締結しなければならないものではありません。
6	全般	協定指定医療機関とは何か。	○第一種協定指定医療機関 ・感染症法第36条の2第1項に規定する通知又は医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所 ○第二種協定指定医療機関 ・感染症法第36条の2第1項に規定する通知又医療措置協定に基づき医療提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局※「医療機関」には訪問看護事業所も含まれます。
7	全般	1つの医療機関が、病床確保と発熱外来のどちらも行う場合、協定指定医療機関の指定はどうなるのか。	<u>指定は</u> 、第一種協定指定医療機関と第二種協定指定医療機関 <u>それぞれ行います</u> 。
8	全般	協定の有効期間はいつまでか。	協定締結日から令和9年3月31日までです。ただし、有効期間満了の日の30日前までに県と医療機関のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新となります。また、その後も同様となります。

番号	分野	質問	回答
9	全般	協定の内容を実施しなかった場合、罰則はあるのか。	罰則はありません 。実際には、国が新興感染症を公表後、知事から病床確保や発熱外来等の対応(医療措置)を要請する場合、事前に県や保健所から医療提供体制などについてご相談させていただきます。また、知事から要請のあった医療措置を実施しないことについて正当な理由がない場合は、知事は感染症法に基づく勧告や指示、医療機関名の公表等の措置を行うこととされていますが、対象医療機関の事情等を丁寧に確認したうえで判断しますので、知事が一方的に措置を講じることはありません。 正当な理由については、次のようなことが考えられます。 ・感染症の性状が協定締結時の想定と大きく異なる場合 ・院内クラスターの発生等の影響により、必要な医療提供が行えない場合・自然災害等による建物、設備の損壊、人員不足が生じた場合
10	全般	協定はいつでも解約できるのか。	協定締結後、医療措置の内容その他協定の内容を履行し難い状況が生じたときは、 協定の解約を申し出ることが可能です。知事が協定の解約について適当であると認めた場合は、解約となりますが、この場合、 <u>罰則はありません</u> 。
11	全般	締結した協定の内容は公表するのか。	感染症法の規定により締結した協定の内容は公表することとされていますので、 県 のホームページで協定内容を公表します。公表事項は、協定を締結した医療機関の名称、締結した協定の内容(措置の事項(締結した協定のメニュー))となります。

番号	分野	質問	回答
12	財政支援	協定締結により受けられる財政支援はあるか。	 感染症法では、次のような支援を規定しています。 ・ 設備整備費に関する補助 ・ 流行初期における減収補填(流行初期医療確保措置) *措置の詳細についてはNo13を、適用基準についてはNo14を参照してください。 ・ 講じた措置(病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣)に要する費用の補助
13	財政支援	流行初期医療確保措置とは。	感染症の流行初期から病床確保又は発熱外来の対応を行う医療機関に対して、診療報酬上乗せや補助金等が充実するまでの間、流行前と同水準の収入を補償することです。
14	財政支援	流行初期医療確保措置の適用基準は。	山梨県における流行初期医療確保措置の適用基準は、次のとおりです。 ○入院医療体制 ・知事の要請があった日から起算して <u>7日以内に即応化できること</u> 。 ・ <u>1日あたり10床以上</u> の病床を確保すること。 ・後方支援医療機関と連携できること。 ○外来医療体制 ・知事の要請があった日から起算して <u>7日以内に実施</u> できること。 ・ <u>1日あたり10人以上</u> の発熱患者を診察できること。
15	その他	協定を締結した場合の診療報酬加算はあるのか。	現在、国で検討が行われています。詳しくは関東信越厚生局山梨事務所にご確認ください。